

# 廟所物語

本徳寺歴代廟所として開設  
播州真宗門徒の総納骨所へ



この絵地図は、1749年2月、亀山本徳寺に対して廟所周辺の山林地を含めた地域一帯を除地（非課税地）とする証文に添付されていたものである。本徳寺廟堂と本徳寺歴代墳墓、門・鐘楼が描かれ、現在の写真（下）と比較して位置に変化はない。当時の廟所の構成がよく分かる。（絵地図：山崎自治会所蔵）

亀山本徳寺の廟所は約三百年前（一六八一）本徳寺が英賀から亀山に移築し本願寺一門の東西分流という揺籃をへ、播州での近世西派の本山機能を備え始めた頃に開設された。本徳寺第九代寂円連枝により、宗祖の法脈を血統する実円連枝（本徳寺第二代）以来の遺骨を安置する「お廟」として開設された。まず、参墓としての「廟堂」と埋葬としての「歴代墳墓」が設置されたことが絵地図の史料からわかる。お堂と右上の歴代墳墓を中心に門や鐘楼が書き込まれている。

この時代、良如上人のころ、京都の本山では、大谷本廟が整備され、ほぼ現在の本廟の形態が出来上がった。この完成から、数十年後に、播州においても同様の施設が必要とされ、本徳寺の廟所が整備された。当時は京都旅行は一、二週間の行程である。江戸中期には交通も整備され「本願寺参り」が定着するが、一般の門徒にはおいそれと納骨のために本山に参上出来るものではない。そのような事情から、播州の真宗勢力は、中世における本願寺の分院として、亀山移築後は播州真宗における西派本寺としてその役割を果たしていた本徳寺に対して、地元で納骨が出来るよう、本山と類似の廟所機能を創出したようである。

古い墓碑の年代調査からも分かるように、開設当初は限られた本徳寺有縁の寺院（二十五ヶ寺）、門信徒の墳墓・納骨所（墓地使用登録者数千八百名・納骨者は約五千）としての役割を果していた。現在もこの有縁寺院の旧檀家門徒が八割を占めている。一七四一年（廟堂棟飾（記銘）には、廟堂が改築され本格的な廟所の形態が出来上がった。その後、墳墓



現在の廟所 中央にお成り所・廟堂（本堂）・庫裡の一連の堂宇があり、その左上に木蔭に囲まれて歴代墳墓が見える。鐘楼の位置は変更されているが、山門の位置や通路は変わっていない。

増加に伴い、一七四九年には境内を拡張し、播州一円の真宗門信徒の総納骨所としての体裁を整えたことが分かる。この時に置かれた境界石五つが現在でも確認できる。



本徳寺歴代墳墓 廟堂（本堂）と対に建設され。所謂埋墓で、詣り墓は廟堂である。



廟所入口より参道を望む

昭和の初頭、このような伝統を意識して、廟所境内の整備が為された。牛尾建治氏により山門の石灯籠が建立され、廟所の入口には、大谷廟所」と記した大型の石灯籠一対が設置された。さらに、一九三一年に、前住職・大谷昭道氏との交信が深かった今在家の平野亀之助氏によって、名号塔が建立され、遺骨にあまりこだわらない真宗の宗義を歓迎され、その地下

（18.822m）さらに、亀山本徳寺に対して廟所境内全域を除地（非課税地域）として認証した証文があり、寺院の公益性がこの時代にも認識されていることが分かる。（上図の絵地図はその一部）また、東派の本徳寺である船場御坊は一七四一年に、姫路城主榊原公が井の口済ヶ岡の地を寄付し、船場本徳寺の廟所を開いた。その後、東派門徒の納骨所の役割を担い「東のお山」と呼ばれるその由緒を継承している。



1991年、吉田芳松氏の寄進によって建立された新名号塔。廟所の整備工事は吉田組によってなされた。字筆は大谷昭世住職。



1931年に、今在家の龜山本徳寺役員・平野亀之助氏の寄進によって建立された名号塔。地下が総墓になっている。

を集合型の納骨所(総墓)として一般に解放された。以後、今在家はもとより周辺の門信徒が利用し、この総墓への納骨は後を絶たない。従って、現在の廟所は、墓参の門徒に対して、常駐した代務が法務を執行出来るようになっている。

戦後は、名古屋山霊苑が開設され納骨も可能になり、さらに近年、京都の大谷本廟で組織経営上、末寺割りの納骨所ができた。手継寺でも、納骨所を持つところができ、寺院単位で管理納骨することが意図的に進められた。その結果、昔と比べ、真宗門徒の選択肢も随分増えた。一過性の墓地ブームも去り、以前ほど廟所に集中するようになるとはなく、本来の廟所の風情がかえってきた。

廟所は「室津道」に南面し、播磨灘を一望に見渡せる景勝と上述の伝統ある歴史を有している。戦前

までは、各地区の世話役が詰め、各地の門徒が米や労役を提供し、墓地の維持管理が出来ていた。しかし、戦後の社会変革と連動した本徳寺寺門の混乱と長年の傾斜地による墓境地盤の疲弊が著しく、墓地の総合的な整備と管理体制が望まれていた。このような状況を打開するために、一九八一年には廟堂を中心とする伽藍が修復され、一九八五年から一九九二年の七年を費やして、墓地の拡張を含む墓所全体の整備事業が着手された。この事業により、無縁墓石の整理、駐車場の設置、上下水道の敷設や通路の整備、大型照明灯などの設置が進められた。一九九二年には、廟堂の正面下に名号塔が建立され、三百年来無縁となった真宗門徒の法名碑も建立され、播州の真宗門信徒の総納骨所であった歴史を象徴的に示している。また現在、本徳寺の歴代墳墓が修復され、往年の廟所形態が再現されようとしている。これらの事業により墓地環境の保全と仏教的尊厳味を有する播州の真宗墓所の景観を取り戻しつつある。

本来、真宗の墓所は、先達によって受け継がれてきた「信心」を拠り所として、ご先祖とともに仏恩報謝を行わずる厳肅な聖地であった。墓所に「ご本尊」あるいは「名号塔」を安置し、礼拝・讃歎するのは、浄土真宗の伝統的な宗風である。先の者は後を導き、後の者は先をこらうとのとおり、連綿とつづく「法義相統」の証でもある。生きとし逝けるもの一切のいのち「に投げかけられた如来」の功德のなかで、自らのいのち「の実感か蘇り」、いのち「の全貌が、私」に信知せしめられる目覚めの「場」でもあろう。

(真宗文化研究室)



1992年、無縁墓の整理に際し、管理後継者のいなくなった故人七百余りの法名を明記してある。

本徳寺廟所墓地指定石材店

(株)石隆	今宿 1794	93-1483
(有)石屋大吉	広畑区才 853-1	39-3478
(株)大川石材	四郷町山脇 83	52-0345
柏崎石材店	飾磨区御幸 68	35-2087
木村石材店	飾磨区山崎 190-2	36-2257
伸陽造園石材(株)	飾磨区今在家 1066-10	34-5120
高野石材店	飾磨区妻鹿 788	45-1213
八田石材(株)	網干区大江島古川町 120	73-3538
播州石材(株)	大津区恵美酒町 2-81	37-0900
兵庫石材店	青山 3-13-5	66-7084
平野屋石材	今宿 1828-1	94-2988
松原石材	飾磨区須加 296-5	35-1583
毛利石材	白浜町乙 35-1	46-0276
森石材	博労町 74	92-2694
和田石材工芸	南条 1-39	81-6878
117プラザ・墓石部	宮西町 3-15	24-0117

廟所墓地の使用を予定されている方は左記・廟所墓地管理部までご連絡ください。また、すでにご利用の方で、墓地の拡張や撤去・統合、移転、あるいは使用者の死亡などのためあたりに継承される場合は、墓籍台帳の記載変更が必要ですので、必ず左記・廟所墓地管理部までご連絡ください。なお、廟所内での工事業者は左記の指定店に限られていますのでご注意ください。

廟所墓地管理部(龜山本徳寺内)

〒670 兵庫県姫路市龜山 324  
TEL 0792-35-0242 FAX 0792-35-2416